令和２年度第１回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和２年４月２７日　午後１時３０分							
閉会日時	令和２年４月２７日　午後２時３０分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１６名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一			８	山本　実雄
	９	古里　善秀	１０	山下　富雄				
	１３	角田　隆章	１４	上村　孝幸	１５	岩田　弘孝	１６	尾崎　初雄
	１７	林　賢市	１８	寺坂　誠一	１９	山田　勝久		
欠席委員（３名）	７	中村　耕二	１１	谷川　基晴	１２	奈留　敏弘		
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	６	今里　誠一	１６	尾崎　初雄				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：伊賀紀子主幹　三井楽：大坪頼実主査 岐　宿：月川美香主査　玉之浦：平田華子主事							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第２号	農地法第５条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第３号	農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第４号	農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）	可　　決
	議案第５号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第６号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決

＝午後１時30分　開会＝

□事務局長

それでは、令和２年度第１回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、まず最初に、４月１日付けの人事異動により、新たに農業委員会に異動してきた職員を紹介させていただきます。

まず、農業委員会事務局に配属となりました津渡俊和次長兼農地係長です。梅木係長の後任となります。次に、三井楽分室で事務職員の異動がありました。新たに担当となりました大坪頼実主査です。野口係長の後任となります。よろしくお願い致します。以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、７番中村耕二委員、11番谷川基晴委員、12番奈留敏弘委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中16名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第９条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。新型コロナ関係でこういう席になりましたことについては、ご承知ください。よろしくお願いします。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和２年度第１回五島市農業委員会総会を

開会いたします。

〇議長
　始めに、今年度の総会議事録署名委員の指名を行いますが、議長に一任いただけますか。
　　－「異議なし」という発言あり－

〇議長
　今年度は、8月に農業委員の改選を控えておりますので、それまで間の議事録署名委員には、昨年度に引き続き、6番今里誠一委員、16番尾崎初雄委員の2名を指名いたします。
　また、この2名が総会に欠席した場合に署名押印していただく次席の議事録署名委員につきましても、昨年同様、14番上村孝幸委員、10番山下富雄委員の順に指名いたします。

〇議長
　それでは、議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　第1号の議題の説明の前に一つだけご報告を申し上げます。
　農地台帳に係るシステムを更新したことによりまして、システムの都合上、議案の項目を細分化しなければならなくなりました。
　今回の総会で協議をお願いしているもののうち、議案第3号と議案第4号につきましては、これまで一つの議案として審議していただいておりましたが、中間管理権にかかるものと、そうでないものを分けて、議案を上げさせていただいております。
　今後についても、同様に議案を分けて審議をお願いすることになりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。
　この件に関しまして、質疑等がございましたら、総会の最後、その他のところでお伺いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。
　それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
　耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
　権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

〇議長
　それでは、議案第1号の1番を審議いたします。なお、本案については〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　　－〇番〇〇〇〇委員：退席－

〇議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案第１号の１番についての説明をいたします。
議案第１号
１番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番１、畑、外畑２筆、３筆合計 3,364 ㎡
譲受人：　〇〇町〇〇〇〇番地２　〇〇〇〇　農業
譲渡人：　兵庫県尼崎市〇〇〇〇〇〇番 12 号　〇〇〇〇
譲受理由：　兄より譲り受けて農業経営規模を図る。
譲渡理由：　高齢と遠隔地にいて耕作できないので弟に譲り渡す。
契約内容：　贈与

４月 16 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第１号の１番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第１号の１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第１号の１番は許可されました。〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
－〇番〇〇〇〇委員：出席－

〇議長
次に、議案第１号の２番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
２番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番１　畑１筆　1,368 ㎡
譲受人：　〇〇町〇〇〇〇番地７　〇〇〇〇　農業
譲渡人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　無職
譲受理由：　当該地を譲り受けて経営規模を拡大する。
譲渡理由：　離農しているので譲り渡す。
契約内容：　売買〇〇〇〇円

４月 16 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第１号の２番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－
〇議長
では、採決いたします。議案第１号の２番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第１号の２番は許可されました。

○議長
　次に、議案第１号の３番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　３番　土地の所在地：○○町○○○○番　田１筆、4,130 ㎡
　　譲受人：　　○○町○○○○番地１　○○○○　会社員兼農業
　　譲渡人：　　○○町○○○○番地３　○○○○　公務員
　　譲受理由：　当該地を譲り受けて経営規模を拡大する。
　　譲渡理由：　非農家のため、耕作管理できないので譲り渡す。
　　契約内容：　贈与

　４月 17 日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第１号の３番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第１号の３番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第１号の３番は許可されました。

○議長
　次に、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案説明の前に農地法第５条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。４から５ページをご覧ください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
　許可基準は、立地基準と一般基準のこの２つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第１種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
　市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第３種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

6ページの議案第2号の1番をご説明いたします。
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番11　畑　153㎡　第3種農地
譲受人：　〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇
譲渡人：　〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇
転用目的：簡易宿所用地
契約内容：贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇から南へ約 200mに位置し、住宅の用が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地です。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、原状のまま利用し、土砂等の流失の恐れはなく、また、当該申請地周囲は、宅地及び道路でありますので近傍農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。議案第2号の2番をご説明いたします。
所　在：〇〇町〇〇〇〇9番　畑　234㎡　第3種農地
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　持分26880分の26652
譲渡人：〇〇〇〇丁目〇〇番〇号　〇〇〇〇　持分26880分の26652
転用目的：住宅用地
契約内容：売買による所有権移転で建物と土地取得費は、合わせて〇〇〇〇円です。

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難でまた、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
申請地は、〇〇〇〇から西へ約 270mに位置し、都市計画区域内の準住居地域の第 3 種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、原状のまま利用し、敷地内は、既に家屋が建設され住宅用地として利用しております。違反転用の発生から現在に至るまで、土砂等流失や崩壊の発生はなく、今後も同様に使用しますので被害の恐れはないと思われます。また、雨水排水及び生活雑排水は溜桝で処理し、汚水処理は、くみ取り式となっております。

次に、8ページをご覧ください。議案第2号の3番をご説明いたします。
所　在：〇〇町〇〇〇〇番3　畑　1445㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番6　畑　383㎡
　　合計　1828㎡　農用地区域内の農地
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地20　〇〇〇〇
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇
転用目的：農業用施設用地
契約内容：贈与による所有権移転です。

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なも

のに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約 2.5 ㎞に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、すでに敷地全体を砕石敷きとし、農業用倉庫及び簡易農業用車庫が建設され、また、トラック、トラクター等の転回場や通路及び露天の肥料置場として利用しております。転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、令和 2 年 2 月 19 日に用途が農業用施設用地に用途変更をされております。また、4 月 17 日に全地区協議会が開催されております。

最後に、9 ページをご覧ください。議案第 2 号の 4 番をご説明いたします。
所　在：〇〇町〇〇〇〇番 1　畑　　343 ㎡　　第 2 種農地
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地 3　〇〇〇〇
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地 3　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
契約内容：贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約 750mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、土砂流出や崩壊等による周囲への被害の恐れはなく、建物を平屋建とし高さを加減することで近傍農地の日照、通風等営農への影響はないと思われます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上で説明を終わります。

〇議長

次に、議案第 2 号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 2 号の 1 番と 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 2 号の 1 番及び 2 番について、当協議会は去る 4 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 2 号の 1 番
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番 11
申請者：　〇〇〇〇
転用目的：簡易宿所用地

議案第2号の2番
所　在：　○○町○○○○番
申請者：　○○○○　持分26880分の26652
転用目的：住宅用地

議案第2号の1番の申請地は、住宅の用が連たんする区域内にある農地で市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地であります。2番の申請地は、都市計画区域内の準住居地域に用途設定された第3種農地であります。
周辺の農地等に影響は無く、簡易宿所用地及び住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
よって農地法第5条の農地転用許可基準により1番及び2番は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
続きまして、議案第2号の3番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長
○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第2号の3番について、当協議会は去る4月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第2号の3番
所　在：　○○町○○○○番3　外1筆
申請者：　○○○○
転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、農用地区域内の農地で農用地利用計画に定められた農業用施設用地であります。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
よって農地法第5条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
続きまして、議案第2号の4番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長
　○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第2号の4番について、当協議会は去る4月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第2号の4番
　所　在：　○○町○○○○番1
　申請者：　○○○○
　転用目的：住宅用地

　本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
　よって農地法第5条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
　○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第2号の1番から4番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
　　－「異議なし」という発言あり－

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第2号はすべて許可相当と決しました。

○議長
　次に、議案第3号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。10、11ページをご覧ください。
　農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除

条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

12ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田32筆、畑76筆の計108筆で、面積が224,681㎡。所有権移転につきましては、田3筆で、面積が4,592㎡となっております。

13ページをご覧ください。

1番1　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　認定農業者
利用権を設定する者：　〇〇〇〇
利用権を設定する土地：　畑5筆

1番2　田口武　畑1筆
以上、1番1、1番2の面積合計は畑6筆　9,282㎡
すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

2番1　利用権の設定を受ける者：株式会社　〇〇〇〇
代表取締役　〇〇〇〇　認定農業者
利用権を設定する者：　〇〇〇〇
利用権を設定する土地：　畑1筆

2番2　〇〇〇〇　畑2筆
2番3　〇〇〇〇　畑2筆
2番4　〇〇〇〇　畑1筆
2番5　〇〇〇〇　畑2筆
2番6　〇〇〇〇　畑3筆
2番7　〇〇〇〇　畑1筆
2番8　〇〇〇〇　畑1筆
2番9　〇〇〇〇　畑1筆
2番10　〇〇〇〇　外1名　畑1筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
2番11　〇〇〇〇　畑1筆
2番12　〇〇〇〇　外2名　畑2筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
2番13　〇〇〇〇　外3名　畑1筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
2番14　〇〇〇〇　畑1筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
2番15　〇〇〇〇　畑1筆
2番16　〇〇〇〇　畑1筆
以上、2番1から2番16の合計面積は畑22筆　44,169㎡
2番5、2番7、2番9、2番16が新規、その他が更新で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

3番　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇株式会社
代表取締役　〇〇〇〇　認定農業者
利用権を設定する者：　〇〇〇〇
利用権を設定する土地：　畑1筆　1,000㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4番　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　担い手

利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　田１筆　1,194 ㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
5 番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　畑３筆　13,634 ㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
6 番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　畑１筆　1,966 ㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
7 番 1　　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　畑４筆
7 番 2　　○○○○　　田１筆
7 番 3　　○○○○　　畑１筆
7 番 4　　○○○○　　畑１筆
7 番 5　　○○○○　　畑１筆
7 番 6　　○○○○　　畑１筆
7 番 7　　○○○○　　畑１筆
以上、7 番 1 から 7 番 7 の面積合計は田１筆、畑９筆　21,517 ㎡
7 番 1、7 番 2、7 番 5 が新規、その他が更新で、契約内容は 7 番 1 が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
8 番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　田１筆　4,280 ㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
9 番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　畑９筆　14,239 ㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
10 番 1　　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　　○○○○　外１名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　畑５筆
10 番 2　　○○○○　　畑１筆
以上、10 番 1、10 番 2 の面積合計は畑６筆　13,944 ㎡
すべて新規で、契約内容は 10 番 1 が使用貸借権、10 番 2 が賃貸借権となっております。
11 番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　田 10 筆　22,205 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
12 番 1　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○

利用権を設定する土地：　田３筆
12番２　〇〇〇〇　田１筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
12番３　〇〇〇〇　田５筆
12番４　〇〇〇〇　田１筆
以上、12番１から12番４の面積合計は田10筆　15,975㎡
すべて新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
13番　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　認定農業者
利用権を設定する者：　〇〇〇〇
利用権を設定する土地：　田４筆　6,125㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
14番　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　担い手
利用権を設定する者：　〇〇〇〇
利用権を設定する土地：　田１筆　597㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

20ページをご覧ください。続きまして所有権移転を説明します。
15番１　所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇　担い手
所有権を移転する者：　〇〇〇〇
所有権を移転する土地：　田１筆
15番２　〇〇〇〇　田２筆
以上、15番１、15番２の面積合計は田３筆　4,592㎡
契約内容は15番１が売買で対価は〇〇〇〇円、15番２が贈与となっております。

以上、１番１から15番２につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第４の１の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第３号、利用権設定の１番１から14番１、所有権移転の15番１および15番２は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第３号はすべて原案のとおり可決されました。

〇議長
次に、議案第４号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

21ページをご覧ください。

1番1	利用権の設定を受ける者：公益財団法人　長崎県農業振興公社 ○○○○　○○○○	
	利用権を設定する者：	○○○○
	利用権を設定する土地：	畑2筆
1番2	○○○○	畑1筆
1番3	○○○○	畑1筆
1番4	○○○○	畑2筆
1番5	○○○○	畑1筆
1番6	○○○○	畑1筆
1番7	○○○○	畑3筆
1番8	○○○○	畑2筆
1番9	○○○○	畑2筆
1番10	○○○○	畑4筆
1番11	○○○○	田4筆

以上、1番1から1番11の面積合計は田4筆、畑19筆　54,554㎡

すべて新規で、契約内容は1番2、1番8、1番10、1番11が賃貸借権、その他が使用貸借権となっております。1番各号につきましては中間管理事業によるものです。

以上、1番1から1番11につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第4号、利用権設定の1番1から1番11は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の利用権設定については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第5号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。23ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権

を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
　また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。
　さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
　今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第4号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

　議案についてご説明いたします。24ページをご覧ください。
　1番1　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇有限会社
　　代表取締役　〇〇〇〇　認定農業者
　　利用権を設定する土地：　畑2筆
　1番2　　畑2筆
　　以上、1番1、1番2の面積合計は畑4筆　5,371㎡
　　契約内容は、1番1が使用貸借権、1番2が賃貸借権となっております。
　2番　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　担い手
　　利用権を設定する土地：　畑1筆　1,533㎡
　　契約内容は、賃貸借権となっております。
　3番1　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　担い手
　　利用権を設定する土地：　畑1筆
　3番2　　畑2筆
　3番3　　畑1筆
　3番4　　畑1筆
　3番5　　畑3筆
　　以上、3番1から3番5の面積合計は畑8筆　23,829㎡
　　契約内容は、すべて使用貸借権となっております。
　4番　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　担い手
　　利用権を設定する土地：　畑2筆　3,966㎡
　　契約内容は、使用貸借権となっております。
　5番　利用権の設定を受ける者：株式会社　〇〇〇〇
　　代表取締役　〇〇〇〇　認定農業者
　　利用権を設定する土地：　畑4筆　13,258㎡
　　契約内容は、賃貸借権となっております。
　6番　利用権の設定を受ける者：農事組合法人　〇〇〇〇
　　代表理事　〇〇〇〇　認定農業者
　　利用権を設定する土地：　田4筆
　　契約内容は、賃貸借権となっております。

　以上、1番1から6番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長
　質疑を行います。質疑はございませんか。
　　ー質疑応答：なしー

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第5号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見については、すべて適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第6号　農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第6号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。26ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。27ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、畑1筆、合計面積は1,546㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第6号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。事務局より報告願います。

□事務局　会議等報告・予定他について

1.　会議等報告・予定について
2.　土地改良法第3条に基づく資格者の証明について
3.　その他

〇議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第1回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後2 時　30分　閉会＝